

## 【補助対象と認められる工事の具体例】

工事区分	内 容
屋根	屋根の葺替、棟瓦の積直、破風・雨樋改修
防水	ウレタン防水、FRP 防水、シート防水、シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替・表替・裏返し
増築	母屋の増築
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
設備	システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器（一体型の場合手洗含む）・インターフォン・換気扇、照明器具、給湯器（工事を伴うもの）
外構・外回	屋外配管、スイッチやコンセントの配線、物置、車庫、犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺、玄関ポーチ等
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等 諸経費、値引き、消費税等は支払総額のうち、補助対象工事費の率分のみ認められます

※住環境整備として不可欠であり、業者工事が必要とされる工事が対象となります。

## 【補助対象と認められない工事の具体例】

工事区分	内 容
屋根	日除け・テラス・テント等に関する工事等
外壁	物干類・広告塔や広告看板等に関する工事等
建具	鍵・戸車・取手の交換のみ
内装	カーテン、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造り付け以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等、シロアリ対策の防腐防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロ・水栓・換気扇・食器洗浄機など機器のみの交換（キッチン全体の改修のみ補助対象）、浴槽・シャワー設備・換気扇など機器のみの交換（浴室全体の改修のみ補助対象）、給湯器の機器のみの交換 温水洗浄便座のみ、コンセントのみ、ブレーカーのみ、照明器具のみ（蛍光灯や電球の交換含む） アンテナ・テレビ・冷暖房機器の設置及び入れ替え 蓄電池、太陽光発電、太陽熱温水器等の機器本体のみ及びそれに関連する配管工事等
外構・外回	造園、植栽等 浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング等 設計費、収入印紙代、振込手数料、各種申請費用、リフォーム工事を主目的としないもの等

